

中之小路賓館使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中之小路賓館の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 中之小路賓館を使用しようとする者は、次の各号に該当する活動を行うときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき知事の許可を受けなければならない。

(1) 市町村等の公共団体及び公共的団体が実施する行事のうち、中之小路賓館を使用することが特に必要と認められるもの

(2) 県民等が行う文化活動、産業振興に寄与する活動、県民の福祉の向上に寄与する活動で、知事が認めるもの

(3) その他知事が特に認めるもの

2 原則として次に掲げる目的での使用と判断した場合は、前項の許可をしないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治的活動・宗教的活動

(3) 告別式、法要等の弔事

(4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益となる使用等

(5) その他知事が使用にふさわしくないと判断するもの

(禁止行為)

第3条 中之小路賓館において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火気の使用(厨房利用は除く)及び汚損するおそれのある行為

(2) 県が指定する備品の撤去及び移動

(3) 近隣住民の平穏を妨げる行為

(4) 喫煙行為

(5) その他知事が不相当と認める行為

2 次の各号に掲げる行為については、あらかじめ知事の承認を受けることによって行うことができ

る。

- (1) 討論会、集会など、多数の机、椅子、音響装置を要する行為
- (2) 参加費等を徴収して行う活動、署名・寄付等の勧誘及び募金活動
- (3) 物品の販売

(使用許可の手続き)

第4条 第2条の使用許可を受けようとする者は、申請書に必要事項を記載し、関係書類を添付の上、原則として使用希望日の3ヵ月前から2週間前までに佐賀県資産活用課へ提出しなければならない。

(使用時間等)

第5条 使用許可を受けて行う中之小路賓館の使用時間は、原則として知事が認める日の午前9時から午後5時までとする。

2 使用許可を受けて行う使用期間は原則として1日間とし、使用の目的が展示会等の場合の使用期間は原則として連続する7日の範囲内とする。

(使用の範囲)

第6条 使用できる範囲は、中之小路賓館の公邸部、私邸部、庭園とする。

(使用料)

第7条 第3条の使用許可にかかる使用料は、佐賀県行政財産使用料条例に基づき徴収する。

(許可の条件)

第8条 知事は使用許可に際し次の各号に掲げる条件を付することができる。

- (1) 整理員を配置し、来館者の妨げにならないよう配慮すること
- (2) 使用終了後は清掃を行い、速やかに原状に復すこと
- (3) 使用に伴い事故及び紛争が生じた場合は、自己の責任において解決すること

(許可の取消)

第9条 知事は、次の各号にいずれかに該当するときは、使用許可を取消することができる。なお、この場合に生じた損失については補償しない。

- (1) 使用許可に付した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、中之小路賓館の管理上必要なとき
- (4) 突発的な事象で、急遽、公務で使用するとき

(損害の賠償)

第10条 中之小路賓館の建物、付属設備、樹木、芝生その他を損傷し、または滅失した者は、これを原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(補則)

第11条 知事はこの要領に定めるもののほか、中之小路賓館の使用に関し必要な事項を別に定めることができる。

附則

- 1 この規程は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年12月1日から施行する。